

独立行政法人の報酬等に関する独立行政法人評価委員会の法律上の関与

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（役員の報酬等）

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第53条 主務大臣は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 **評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。**

（準用）

（第62条で、第52条及び第53条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用。）

独立行政法人評価委員会の法人に対する勧告権

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 **評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。**

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（前項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 （略）

3 **第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。**

事務連絡
平成17年1月26日

各府省官房長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人の役員の報酬等の支給基準等について

特殊法人等の組織が独立行政法人に移行する際に移行前の組織から引き続き独立行政法人の役員に就任した者の賞与・退職金の取扱いについては、各法人が定める支給基準に基づき法人ごとに異なる取扱いが行われているところである。

このような組織形態の変更に伴う身分関係の異動は本人の意に基づく退職とは性格を異にするものであり、承継役員については法人組織形態の変更前後において勤務実態が実質的に継続していること、移行後の法人は前法人の一切の権利及び義務を承継すること等にかんがみ、今後、その賞与、退職金については、職員に係る取扱いと同様とすることが適当と考える。すなわち、退職金については、法人移行時に支給せず、移行後の独立行政法人を退職する際に前法人の在職期間を通算して支給するとともに、賞与については、移行後の法人において前法人の在職期間を通算して支給することが適当である。このような整理は、今後、独立行政法人等が統合することにより法人格が異なる法人に移行する場合においても同様である。

これらの趣旨については、当職から各独立行政法人の長あて別添により通知したところであるが、貴職におかれても所管法人に伝達の上、適切な対応を要請されたい。

なお、独立行政法人における役職員の報酬等の支給基準（以下「支給基準」という。）については、独立行政法人通則法に基づき、各法人が業績も考慮して定めることとされており、その適正性については法人が説明責任を十分果たす必要がある。

一方、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法に基づき、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて主務大臣に対して意見を申し出ることができるとともに、各事業年度における業務の評価の一環として、役員の報酬等の支給基準についても評価を行い、必要があると認められるときは、法人に対し勧告できるとされている。

支給基準について評価委員会における厳正な評価が行われることは法人が説明責任を果たす上でも重要と考えられることから、支給基準の厳正な評価に資するよう、各府省におかれても評価委員会に対し必要な説明、資料提供を行うようお願いする。

なお、その際には毎年度公表される各法人の役職員の報酬等の支給水準のデータ等についても評価委員会に提供し、十分活用されるよう取り計らわれたい。

事務連絡
平成17年1月26日

各独立行政法人の長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人の役員の報酬等の支給基準等について

特殊法人等の組織が独立行政法人に移行する際に移行前の組織から引き続き独立行政法人の役員に就任した者の賞与・退職金の取扱いについては、各法人が定める支給の基準により法人ごとに異なる取扱いが行われているところです。

このような組織形態の変更に伴う身分関係の異動は本人の意に基づく退職とは性格を異にするものであり、承継役員については法人組織形態の変更前後において勤務実態が実質的に継続していること、移行後の法人は前法人の一切の権利及び義務を承継すること等にかんがみ、今後、その賞与、退職金については、職員に係る取扱いと同様とすることが適当と考えます。すなわち、退職金については、法人移行時に支給せず、移行後の独立行政法人を退職する際に前法人の在職期間を通算して支給することとともに、賞与については、移行後の法人において前法人の在職期間を通算して支給することとしますので、今後の取扱いについては適切な対応をお願いします。

このような取扱いは、今後、独立行政法人等が統合することにより法人格が異なる法人に移行する場合においても同様とします。

なお、独立行政法人における役員の報酬等の支給基準（以下「支給基準」という。）に関しては、特に次の点に特に留意いただくようお願いします。

- 1 支給基準については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）において、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して各法人が定めることとされています。各法人において支給基準を定めるに当たっては、このような制度を踏まえ、当該支給基準の適正性について、十分な説明責任を果たしていただくようお願いします。
- 2 各府省の独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法に基づき、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて主務大臣に意見を申し出ることができるとともに、各事業年度における業務の評価の一環として、役員の報酬等の支給基準についても評価を行い、必要があると認められるときは、法人に勧告できることとされています。各法人におかれては、独立行政法人評価委員会に対する十分な説明と必要な資料提供を行うようお願いします。